

# 公立大学法人埼玉県立大学職員安全衛生管理規程

平成22年4月1日  
規程第33号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第4条～第8条）
- 第3章 健康管理（第9条～第18条）
- 第4章 雜則（第19条・第20条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその他の関係法令に定めるもののほか、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号）第50条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の安全衛生及び健康増進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、法その他の関係法令の定めるところによる。

### （理事長の責務）

第2条 理事長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

### （職員の責務）

第3条 職員は、常に自己の安全及び健康の保持増進に努めるとともに、理事長、第5条に規定する産業医その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

### （衛生管理者）

第4条 法人に、法第12条に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、理事長が選任する。

### （産業医）

第5条 法人に、法第13条に規定する産業医を置く。

2 産業医は、理事長が選任する。

### （作業主任者）

第6条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第6条に掲げる作業を行う作業場に、法第14条に規定する作業主任者を置く。

2 作業主任者は、理事長が選任する。

### （衛生委員会）

第7条 法人に、法第18条第1項に規定する衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副理事長、理事、学部長等事業の実施を統括管理する者のうちから理事長が指名した者 1名
- 二 衛生管理者 2名
- 三 産業医

- 四 次項の推薦を受けた者で衛生に関し経験を有する職員のうちから理事長が指名した者 3名
- 3 理事長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、法人に職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

- なお、前項第2号の委員は、同項第3号の委員と兼ねることができる。また、前項第4号の委員は、同項第2号及び第3号の委員と兼ねることができる。
- 4 衛生委員会の委員長は、第2項第1号に掲げる委員とする。

- 5 第2項第1号第2号及び第4号の衛生委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 衛生委員会の委員が欠けた場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (衛生委員会の運営)

第8条 衛生委員会の委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 衛生委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 衛生委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 衛生委員会の運営に関する其他必要な事項は、衛生委員会において別に定める。

### 第3章 健康管理

#### (健康診断等)

第9条 法人は、職員に対して医師による健康診断を行う。

- 2 法人が行う健康診断は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 3 法人は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもの以外の健康診断を行うことができる。

#### (健康診断の受診義務)

第10条 職員は、指定された期日までに健康診断を受けなければならない。ただし、理事長が健康診断を受ける必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による健康診断を受けなかつた者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は、職員が所属する共済組合の人間ドック等を受ける場合においては、その検査結果をもって第9条の健康診断における検査に代えることができる。

#### (健康診断の結果の通知)

第11条 理事長は、健康診断の結果を当該職員に通知しなければならない。

#### (健康診断の結果の活用)

第12条 理事長は、職員の健康管理に関する指導に活用するため、前条の職員の健康診断結果について健康診断個人票を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 理事長は、健康診断を実施した結果を衛生管理者に通知し、衛生管理者に適切な指導を行わせなければならない。

#### (健康区分の決定)

第13条 理事長は、健康診断の結果及び産業医の意見に基づき職員の職務内容、勤務状態等を考慮して、別表2に定めるところにより、当該職員の健康区分を決定しなければならない。

#### (健康区分による措置)

第14条 理事長は、職員の健康区分に応じて適切な措置をとらなくてはならない。

- 2 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに措置決定申請書（様式第1号）、当該職員が用意した診断書（様式第2号）、衛生管理者が作成した観察報告書（様式第3号）その他必要な資料を添え、理事長に提出しなければならない。

- 一 傷病により90日を超えて療養又は休養をする必要があると医師に診断されたとき。

- 二 前号の診断を受けている場合において、当該療養又は休養の期間を延長する必要があると医師に診断されたとき。
  - 三 前2号の診断を受けている場合において、勤務に就くことが可能であると医師に診断されたとき。
  - 四 復職後の経過観察の期間が終了するとき。
- 3 理事長は、前項の規定による措置決定申請書を受理（前項第4号の事由を除く。）したときは、医師2名の意見に基づいて、別表2に定める健康区分により措置決定を行い、その結果を学長及び当該職員に通知しなければならない。
- 4 前条の規定により要軽作業又は要注意の決定を受けた職員は、健康の回復に専念するとともに、治療経過報告書（様式第4号）を6か月ごとに学長に提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の治療経過報告書の内容を取りまとめ、その結果を要治療者経過報告書（様式第5号）により、6か月ごとに理事長に報告しなければならない。

（療養指導）

第15条 理事長は、病気により休職（3か月以上の病気休暇を含む。）している職員がいるときは、療養状態を調査し、適切な指導を行うものとする。

（精神保健相談）

第16条 法人は、職員の精神保健に関する相談を行うものとする。

- 2 前項の相談の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

（守秘義務等）

第17条 理事及び衛生委員会の委員等（以下「委員等」という。）は、職員の衛生に関する業務を行うに当たっては、健康診断の結果その他の健康管理に関する個人情報（以下「健康管理情報」という。）の重要性にかんがみ、その保護を図らなければならない。

- 2 委員等は、職務上知り得た健康管理情報その他の個人情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた場合においても、同様とする。

（職場環境の維持）

第18条 理事長は、隨時、事業場の清掃、換気、採光、保温、防湿等の状況を検査し、快適で安全な職場環境の維持に努めなければならない。

- 2 理事長は、政令第21条に掲げる作業場について、定期的に作業環境の測定を行うものとする。

#### 第4章 雜則

（安全衛生教育）

第19条 理事長は、職員の安全衛生思想の普及徹底を図るため、指導及び啓発を行わなければならない。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

種類	対象職員	回数等
採用時健康診断	新規採用職員 (雇入れ3ヶ月以内の健康診断書を提出した場合には、その検査項目については省略可)	雇入れ時
定期健康診断	全職員 (6か月の勤務実績等から深夜業が4回/月以上の者は6か月に1回)	年1回
海外派遣者健康診断	日本国外に6か月以上派遣される職員 (要請機関等が健康診断書を行う場合には、その検査項目については省略可)	出国前 帰国後 (一時帰国を除く。)
結核有所見者健康診断	既往歴者	年2回
放射線業務従事者健康診断	エックス線等の放射線を取り扱う業務に従事する職員	年2回
有機溶剤取扱業務従事者健康診断	有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員	年2回
結核感染業務従事者健康診断	結核患者に接触し、結核に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
B型肝炎健康診断	血液検査等のため肝炎に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
VDT作業従事者健康診断	VDT作業に従事する職員	年1回
自動車運転業務従事者健康診断	公用車を運転することを職務とする職員	年1回
特定化学物質等取扱業務従事者健康診断	特定化学物質等を取り扱う業務に従事する職員	年2回
B型肝炎予防接種	B型肝炎健康診断の結果ワクチン接種が必要な職員	年1回
小児感染症抗体価検査	臨地実習に従事する職員	年1回
小児感染症予防接種	小児感染症抗体価検査の結果ワクチン接種が必要な職員	年1回

別表第2(第13条関係)

健康区分		事後措置
区分	内容	
生活規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの (要休業) 休暇(日単位のものに限る。)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの (要軽作業) 職務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く。)等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。)、時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。)及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの (要注意) 深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの (健康)
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの (要治療) 医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの (要観察) 経過観察をするための検査及び発病、再発防止のため必要な指導を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの (健康)

様式第1号  
(第14条関係)

措置決定申請書

第号  
年月日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

埼玉県立大学長

氏名 (印)

下記の職員から別添のとおり、医師の診断書その他の資料が提出されたので、公立大学法人埼玉県立大学職員安全衛生規程第14条の規定に基づき申請書を提出します。

記

1 住 所

2 氏(ふりがな)名 (男・女)

3 職員番号

4 生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)

5 傷病発見の動機

6 職名及び職務内容

## 7 申請の区分

- (1) 新規の療養又は休養 (2) 療養又は休養の延長  
(3) 復職 (4) 経過報告

## 8 病休等の申請内容

(1) 既承認期間 ア 病気休暇 イ 休職  
年 月 日から  
年 月 日まで ( 年 月 日間)

(2) 今回申請期間 ア 病気休暇 イ 休職  
年 月 日から  
年 月 日まで ( 年 月 日間)

(3) (1)+(2)= 年 月 日間  
病気休暇期間 年 月 日まで  
休職開始日 年 月 日  
休職終了日 年 月 日

(4) 復職希望年月日 年 月 日から

## 9 病気休暇又は休職の原因

- (1) 公務傷病 (2) その他の傷病

## 10 その他の

様式第2号(1)

(第14条関係)

診 断 書

所 属 所	公立大学法人埼玉県立大学		職 名			
氏 名			性 別	男・女		
住 所			生年月日	年 月 日 ( 歳 )		
病 名		発病年月	発見方法(注2)			
		年 月				
既 往 症		発病年月	療養期間			
		年 月	年 月 ~ 年 月			
発病以来の症状及び経過				医療を受けたこと	有・無	
				入院したこと	有・無	
				主要検査成績		
				年月日	項目	成績
現在の症状				医療を受けて	いる・いない	
				入院して	いる・いない	
				主要検査成績		
				年月日	項目	成績
特に問題となる点						
将来の見込み (療養・休養 期間及び勤務 に関する意見 も記入)						

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地  
医療機関名  
医師の氏名

印

注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 「発見方法」欄は、精神に係る疾患の場合、「受診に至った経路・動機」を記入してください。

様式第2号(2)

(第14条関係)

診 断 書

(結核性疾患用)

所 属 所	公立大学法人埼玉県立大学			職 名			
氏 名				性 別	男・女		
住 所				生年月日	年 月 日 ( 年 歳 )		
病 名		発病年月		発見方法			
		年 月					
既 往 症		発病年月		療養期間			
		年 月		年 月 ~ 年 月			
最終ツベルクリン反応		陰性	陽性	強陽性	( 年 月 実施 )		
B C G 接 種		なし	有り		( 年 月 接種 )		
現在までの 治 療 経 過	入院治療	年 月 日 ~	年 月 日	結核菌検査 ( 咳痰・胃液 )			
	通院治療	年 月 日 ~	年 月 日	年月日	塗 涂	培 养	
	抗結核薬						
現在の所見	レントゲン所見 						
	発病時 ( 年 月 日 )	中間時 ( 年 月 日 )	最終診断日 ( 年 月 日 )				
その他							
特に問題となる点							
将来の見込み ( 療養・休養期間及び勤務に関する意見も記入 )							

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地  
医療機関名  
医師の氏名

印

注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 「発見方法」欄は、精神に係る疾患の場合、「受診に至った経路・動機」を記入してください。

## 観察報告書

所 属 所	公立大学法人埼玉県立大学	職 名	
氏 名		性 別	男・女
住 所		生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
発病時の状態			
最近の生活状況			
家庭の環境			
勤務状況 (療養・休養中の場合は健康時のものを記入)			
復職に関する希望	学 長		
	本 人		
特に問題となる点			

年 月 日

埼玉県立大学

衛生管理者

氏名

印

## 治療経過報告書

要治療とされた病名	治療の状況
循環器 A 高血圧 B 心疾患 C 肝障害 D 糖尿病 E 高脂血症 F 高尿酸血症 G その他 ( )	1 治療は全くしたことがない 理由 ( )  2 治療は中止した。 ア 医師の指示で中止 イ 自分でよいと思ったから。 ウ その他  3 時々治療している。  4 適切に治療している。
消化器 H 胃潰瘍 (陳旧性を含む) I 十二指腸潰瘍 (陳旧性を含む) J 胃ポリープ K 胃炎 L その他 ( )	
呼吸器 M 肺結核 N その他 ( )	

上記のとおり報告します。

年 月 日

所属

職名

氏名

㊞

埼玉県立大学長 様

備考 それぞれの病名を治療の状況を線で結ぶこと。

## 要治療者経過報告書

所属名	職名	氏名	年齢	性別	要治療と指示された病名	治療の状況	治療していない者の理由

上記のとおり報告します。

年 月 日

埼玉県立大学長 (印)

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

備考 要治療と指示された病名及び治療の状況の欄については、それぞれ次の記号を用いて記入する

要治療とされた病名		治療の状況
循環器	A 高血圧 B 心疾患 C 肝障害 D 糖尿病 E 高脂血症 F 高尿酸血症 G その他 ( )	1 治療は全くしたことがない  2 治療は中止した。 ア 医師の指示で中止 イ 自分でよいと思ったから。 ウ その他
消化器	H 胃潰瘍 (陳旧性を含む) I 十二指腸潰瘍 (陳旧性を含む) J 胃ポリープ K 胃炎 L その他 ( )	3 時々治療している。  4 適切に治療している。
呼吸器	M 肺結核 N その他 ( )	